

会社の解散・清算

会社解散とは、会社の法人格を消滅させる原因となる法律事実をいいます。

したがって合併の場合を除き会社解散だけでは会社の法人格を消滅させることは出来ません。

会社解散の原因には次のようなものがあります。

- 1 株主総会の決議（会社法471条3号）
- 2 定款で定めた存続期間の満了（会社法471条2号）
- 3 定款で定めた解散事由の発生（会社法471条1号）
- 4 合併（会社法471条4号）
- 5 破産手続開始決定（会社法471条5号）
- 6 裁判所の解散命令・解散判決（会社法471条6号）
- 7 12年休眠会社の整理（商業登記法72条）
- 8 特別法上の解散原因（銀行法27条、保険業法152条3項）

会社が解散したときは、本店所在地で2週間以内に**解散登記**をします（会社法926条）。

会社が解散すると合併、破産の場合を除き**清算手続き**に入ります。

解散後の会社は、清算に必要な範囲の営業活動以外は営業できなくなり、取締役が退任するとともに清算人がこれに代わります。

会社の清算手続きには次のようなものがあります。

- 1 清算人の登記
- 2 財産目録作成
- 3 債権者保護手続
- 4 定時株主総会（貸借対照表の承認、事務報告書の報告）
- 5 清算事務（現務の結了、債権取立て、債務弁済、残余財産の分配）
- 6 臨時株主総会（清算結了の承認）
- 7 清算結了登記

会社の**清算結了の登記**は、臨時株主総会における清算結了の承認の日の翌日から、本店所在地においては2週間以内、支店所在地においては3週間以内に行います（会社法929条）。

会社が清算をしたときは、税務署、市町村役場、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所への手続をします。